

改 正 案	現 行												
（庁舎管理者） 第４条 この規程を実施するため、次表に掲げるところにより、庁舎の区分に応じて庁舎管理者（以下「管理者」という。）を置く。 <table><tr><th>庁 舎 の 区 分</th><th>管 理 者</th></tr><tr><td>厚生労働省上石神井庁舎</td><td>職業安定局<u>労働市場情報システム課長</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> ２・３ （略）	庁 舎 の 区 分	管 理 者	厚生労働省上石神井庁舎	職業安定局 <u>労働市場情報システム課長</u>	（略）	（略）	（庁舎管理者） 第４条 この規程を実施するため、次表に掲げるところにより、庁舎の区分に応じて庁舎管理者（以下「管理者」という。）を置く。 <table><tr><th>庁 舎 の 区 分</th><th>管 理 者</th></tr><tr><td>厚生労働省上石神井庁舎</td><td>職業安定局<u>労働市場センター業務室長</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> ２・３ （略）	庁 舎 の 区 分	管 理 者	厚生労働省上石神井庁舎	職業安定局 <u>労働市場センター業務室長</u>	（略）	（略）
庁 舎 の 区 分	管 理 者												
厚生労働省上石神井庁舎	職業安定局 <u>労働市場情報システム課長</u>												
（略）	（略）												
庁 舎 の 区 分	管 理 者												
厚生労働省上石神井庁舎	職業安定局 <u>労働市場センター業務室長</u>												
（略）	（略）												